

## 定款第21条（事務局）・第35条（理事会の権能）改正（案）とそれに伴う関連規程の改正（案）の趣旨及び骨子

### 1. 定款第21条（事務局）・第35条（理事会の権能）改正とそれに伴う関連規程（定款細則・運営規程）改正の理由・趣旨

#### 《定款改正について》

前期法人改革に伴う定款改正と関連規程改正（指導員に関する人事権の整理※及び組織再編）を行った。しかし、事務局職員任免の手続き、指導員の任免手続きについても理事会の議決が必要という規定のままになっていることから、迅速で業務に支障がでないタイムリーな人事配置を担保できていない。また、人事配置計画や人事管理委員会を中心に据えた人事施策遂行に係る下位規範（定款細則・運営規程）の前期改正との整合が取れなくなっているため改正するものである。

#### 《関連規程の改正について》

今回の定款改正に合わせて再度内容を精査し、適正なものに改正する。

### 2. 定款変更のポイント

事務局職員の採用・任命手続きを執行部と人事管理委員会に持たせるため（人事配置計画）定款21条3項を削除し、運営規程に規定する。

職員の任免については執行部並びに人事管理委員会の決定（人事配置計画）を尊重し、人事に関する都度、個別案件の理事会での決議を不要として、執行部からの報告の承認を行うこと基本をとすることで、下位規範との整合性を担保して人事施策の遂行を容易ならしめる。

理由：法人運営の円滑化及び規範の整合性担保のため。

### 3. 定款細則改正のポイント

事務局の役割である事務処理の範囲を執行部・理事の業務執行の補佐までと明記することで、専務理事の役割と法人の施策企画立案・実施機関としての役割を明確にする。

理由：理事（経営層）が経営の素人であり、本業をもつ現役保護者であることから必要であるため。

4. 運営規程改正のポイント

- ① 理事会の事務局職員任免の決議をなくし、人事配置計画に基づき執行部（人事管理委員会）にて採用手続き・決定を行う。理事会に対しては指導員の任免と同様その都度報告する。

理由：理事会の決議が必要となると、退職後の補充にタイムラグが生じ、場合によっては事務（法人運営）に重大な支障が出る場合もある。

- ② 事業組織に事務局の役割を明記する。

理由：事務局は単に事務を処理するためにあるものではなく、本来、非常勤の経営層である理事（執行部）の業務執行を容易ならしめるためのものと記載すべきであるため。

5. 新旧対象表

別紙の通り。

6. 附則

- ・定款及び運営規程

平成26年6月1日より施行（総会の翌日）

- ・定款細則

平成25年8月18日より施行（第2回理事会の翌日）

※指導員人事に関する改正前の状況と人事に関する改革の意図

①指導員人事に関する改正前の状況

《指導員の採用に係る人事権》

- ・あくまで各学童の欠員として各学童が採用→組織論としては法人採用でないと筋が通らない。(下部組織に採用の権限があるなどあり得ない。)

《指導員の採用手続き》

- ・保護者会の承認と法人理事会の議決が必要→一度もまともに両手続きが行われた形跡は認められない。人事異動に関しても『配置会議』等規格外手続きが公然と行われていた。

②人事に関する改革の意図

- ・人事権の整理：職員の採用・異動・任用（非正規から正規、主任昇格）解雇に係る人事権は本部（人事管理委員会）、日常業務監督に係る人事権は所属長（学童にあつては会長、事務局は専務理事）
- ・公正なる人事：人事管理委員会の設置・運営  
迅速で業務に支障がでないタイムリーな人事配置（学童にあつては、児童の安全を確保し命を守る。事務局にあつては法人業務に重大な支障がでない。）→人事に関して、いちいち理事会の承認をとってはいは円滑な法人運営ができない。人事に関しては理事会への報告事項としたい。(年度当初の職員の任免配置についての議決は人事配置計画の議決で足りるとの認識)

※今年度は人事管理制度過渡期にあり、中途退職職員が出た場合の「迅速な対応」ができない状況にあったが、次年度は、職員採用試験の実施と名簿登載制度による次点採用者の確保が見込まれる。

## ●定款第21条（事務局）変更

## 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第4章 役員及び職員 （事務局）</p> <p>第21条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。 2 事務局には専属の事務職員を置くことができる。 3 事務局の職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。</p> <p>第7章 理事会 （権能）</p> <p>第35条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 （1）総会に付議すべき事項 （2）総会決議した事項の執行に関する事項 （3）指導員の任免に関する事項 （4）諸規則の制定及び改廃 （5）借入金等の債務負担および債権等の権利の放棄等 （但し100万円を超えるものは除く）</p>	<p>同左 （事務局）</p> <p>第21条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。 2 事務局には専属の事務職員を置くことができる。 <u>3 削除</u></p> <p>同左 （権能）</p> <p>第35条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 （1）総会に付議すべき事項 （2）総会決議した事項の執行に関する事項 （3）<u>削除</u> <u>（3）</u>諸規則の制定及び改廃 <u>（4）</u>借入金等の債務負担および債権等の権利の放棄等 （但し100万円を超えるものは除く）</p>	<p>指導員の採用・任命手続きと合わせるため定款から削除し、運営規程に規定する。</p> <p>職員の任免については執行部並びに人事管理委員会の決定（人事配置計画）を尊重し、理事会決議不要とし、執行部報告事項とすることで職員退職後の補充にタイムラグが発生しないようにする。人事</p>

<p>(6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>	<p><u>(5)</u> その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>	<p>配置計画等理事会の議決が必要な場合は定款第40条の運用で足りる。理事会の議決が必要となると、退職後の補充にタイムラグが生じ、場合によっては業務・事務に重大な支障が出る場合もある。</p>
-------------------------------------	--	--

## ●その他規程等変更（案）

## 1. 定款細則変更（案）

## 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(事業組織)</p> <p>第4条 定款第3条の目的を果たすために法人執行部（以下「執行部」という。）と学童保育所（以下「学童」という。）を設置する。</p> <p>2 執行部は理事のうち理事長・副理事長・専務理事で構成する。</p> <p>3 執行部及び理事を補佐するため事務局を設置する。</p> <p>4 学童は各学校単位で保護者により運用される定例会と役員会で構成する。</p>	<p>(事業組織)</p> <p>第4条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 事務局は、執行部及び理事の業務執行を補佐する。</p> <p>4 学童は各<small>小</small>学校単位で保護者により<u>運営</u>される定例会と役員会で構成する。</p>	<p>・条文の書き出しを4項と同じにする。</p> <p>・事務局設置に係る定款との表記のだぶりを回避する。</p> <p><u>語句の追加と訂正</u></p>

<p>(事務局の業務)</p> <p>第8条 第4条第3項の事項を行うため事務局は、次の業務・事務を所管する。</p> <p>① 指導員の管理・育成                  ② 指導員バンクの運営                  ③ 保険料・社会保険料の支払                  ④ 各学童の費用の支払                  ⑤ 保育料の徴収                  ⑥ 委託料の請求                  ⑦ その他法人運営にかかる業務</p>	<p>(事務局の業務)</p> <p>第8条 第4条第3項の<u>事項</u>を行うため事務局は、次の業務・事務を所管する。</p> <p>① <u>執行部及び理事の業務執行に係る事務</u></p> <p>② 指導員の管理・育成                  ③ 指導員バンクの運営                  ④ <u>職員の給料、役員報酬、役員費用弁償等の支払い並びに職員等に係る所得税、社会保険料、労働保険料等の支払</u>                  ⑤ 各学童の費用の支払                  ⑥ 保育料の徴収                  ⑦ 委託料の請求                  ⑧ その他法人運営にかかる業務</p>	<p><u>・事務局の役割である事務処理の範囲を執行部・理事の業務執行の補佐までと明記することで、専務理事の役割と法人の施策企画立案・実施機関としての役割を明確にする。※</u></p> <p><u>※理事が経営の素人である現役保護者であることから必要</u></p> <p>実務項目を追加</p>
---	---	---

## 2. 運営規程変更（案）

## 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、継ぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4)省略</p> <p>(5) 指導員</p> <p>定款第5条第1項第1号①に規定する事業に従事する職員で、別に定める指導員就業規則第2条に定める正規指導員等をいう。</p> <p>指導員の区分は指導員就業規則の区分に従う。</p> <p>(指導員及び非常勤指導員)</p> <p>第27条 法人は、第18条に規定する事業実施のため、実施要項第6条2項別表に基づき指導員を採用・任用・異動により各学童保育所に配置する。</p> <p>2 指導員は、<u>人事配置計画</u>に基づいて、理事長が任命する。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、継ぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4)省略</p> <p>(5) 指導員</p> <p>定款第5条第1項第1号①に規定する事業に従事する職員で、<u>正規指導員と期間契約指導員をいう。就業形態により指導員の区分は別に定める指導員就業規則第2条及び期間契約指導員就業規則第2条による。</u></p> <p><u>(指導員)</u></p> <p>第27条 同左</p> <p>2 指導員は、<u>人事管理委員会設置規程第2条2項に基づいて策定される職員の補充及び人事異動の実施計画（以下『人事配置計画』という）</u>に基づいて、理事長が任命する。</p>	<p>今回の改正による条文表記の変更</p> <p>人事配置計画の根拠を明記。事務局事務職員と同じ書きぶりにする。</p> <p>今回の職員給与規程、就業規則見直し</p>



<p>3 指導員の給与その他の勤務条件及び服務に関しては、別に定める<u>指導員就業規則</u>による。</p> <p>4 配置基準を超えて指導員を配置するときは、理事会で協議の上、承認を得て、決定する。</p> <p>(事務局専従役職員)</p> <p>第28条 定款第15条第3項、第21条第2項の規定により、次の各号のとおり事務局に所属の事務役職員を置く。</p> <p>(1) 専務理事 1名</p> <p>(2) 職員 若干名</p> <p>2 理事会は、必要に応じて前項に規定する専属の事務職員に加えて、臨時職員を置くことができる。</p> <p>3 前2項に規定する職員の給与その他勤務条件及び服務に関しては、<u>別に規程で定める。</u></p>	<p>3 指導員の給与その他の勤務条件及び服務に関しては、別に定める<u>正規指導員就業規則及び期間契約指導員就業規則</u>による。</p> <p>4 同左</p> <p>(事務局専従役職員)</p> <p>第28条 同左</p> <p>2 <u>執行部は</u>、必要に応じて前項に規定する専属の事務職員に加えて、臨時職員を置くことができる。</p> <p><u>3 事務職員及び臨時事務局員は人事配置計画に基づいて、理事長が任命する。</u></p> <p><u>4 前2項に規定する職員の給与その他勤務条件及び服務に関しては、別に定める事務局員就業規則及び期間契約事務局員就業規則による。</u></p>	<p>に係る表記変更</p> <p>旧規定であれば、結局、理事会の承認が必要になる。</p> <p>項の挿入、指導員の任命手続き指導員と扱いを同じにする。</p> <p>繰り下げ 今回の職員給与規程、就業規則見直しに係る表記変更</p>
--	--	--